

幼児教育・保育の無償化について

1. 概要

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施する。

2. 実施時期

令和元年10月1日

3. 対象者・対象範囲

		0～2歳児クラス (住民税非課税世帯)	3～5歳児クラス
保育所、認定こども園（保育部分） 小規模保育事業		○（無償）	○（無償）
認定こども園（教育部分） 幼稚園（新制度移行済）	教育	/	○（無償）
	預かり保育		○（上限 11,300 円）
幼稚園（公立）	教育		○（無償）
私立幼稚園（私学助成） 国立大学附属幼稚園（注）	教育		○（上限 25,700 円）
	預かり保育		○（上限 11,300 円）
認可外保育施設等 (認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業等)			○ (上限 42,000 円)
障害児通園施設		○（従前から無償）	○（無償）
企業主導型保育事業		○（標準的な利用料）	○（標準的な利用料）

(注) 国立大学附属幼稚園の教育時間は月額上限 8,700 円

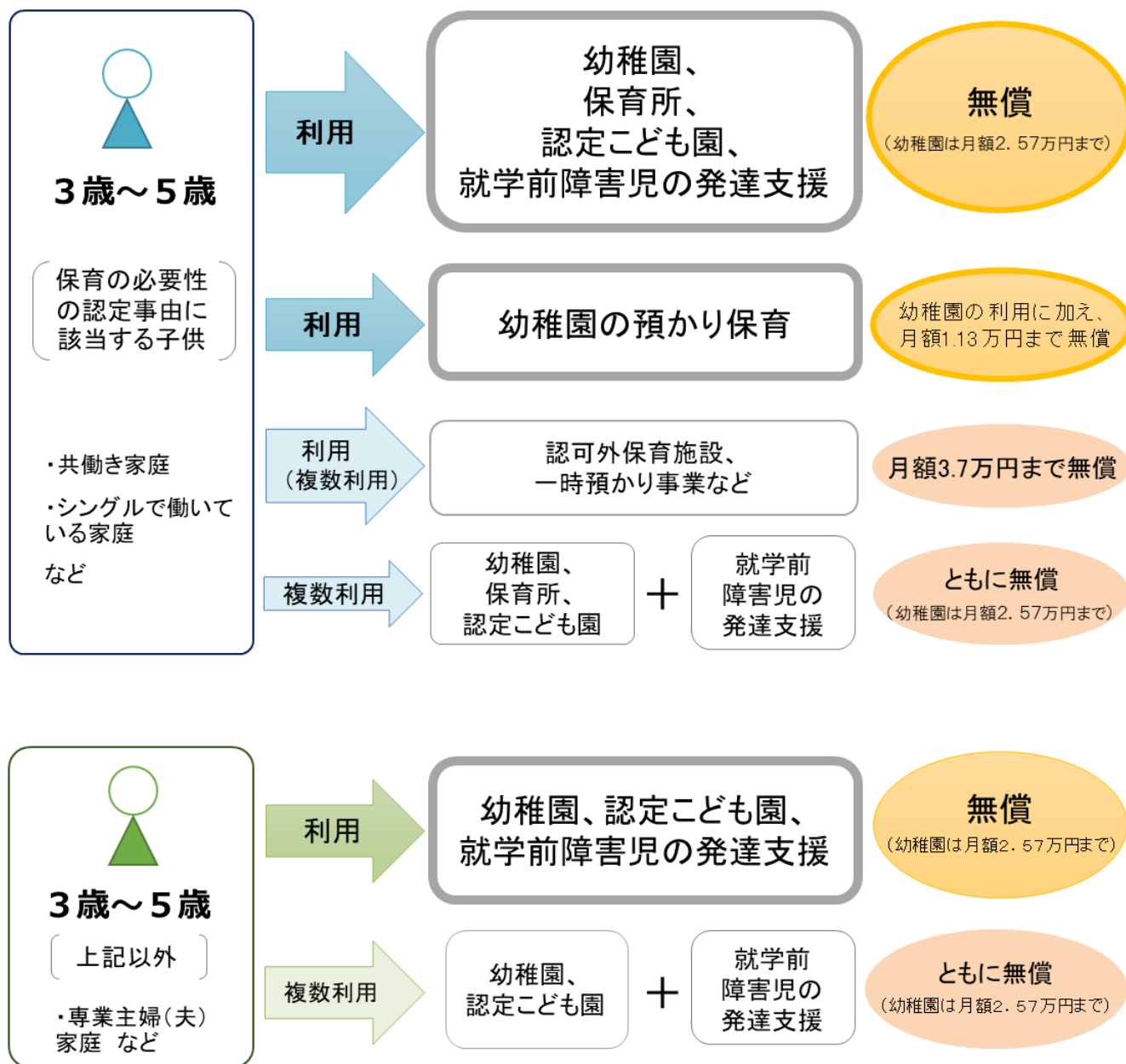
※表中の上限金額は、保護者の自己負担額ではなく、公費負担額を示す。

※満3歳児（3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども）について、認定こども園、幼稚園の教育部分は無償化の対象（預かり保育は住民税非課税世帯が対象）。

4. 無償化に係る留意点

- ・実費として徴収される費用（食材料費、通園送迎費、行事費等）は無償化の対象外。（ただし保育所、認定こども園、幼稚園を利用している年収約 360 万円未満の世帯や第3子以降の子どもの副食費は減免対象）
- ・幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合、無償化の対象となるためには保育の必要性の認定を受けることが必要。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。